

平成30年3月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社鈴木商事（法人番号：8020001054044） 代表者鈴木秀明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市栄区飯島町1895 (本社営業所) 神奈川県横浜市栄区飯島町1895
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	平成29年10月11日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社新日本観光自動車（法人番号：9011801014880） 代表者佐久間洋行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都足立区谷在家3-7-14 （川口営業所） 埼玉県川口市東領家2-31-11
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年7月12日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	E 商国際株式会社（法人番号：7290001022966） 代表者周海濤
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 福岡県福岡市中央区天神3-4-1 （千葉営業所） 千葉県富里市七栄652-281
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成29年9月20日及び平成29年9月28日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条)、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)